

韓国における問題点と要望

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協	(1)	高輸入関税	・時計類(ウォッチ/クロック完成品、クロックムーブメント)の関税は8%と高い。 (継続)	・関税の低減及び撤廃。	・関税法
	日鉄連	(2)	長期に渡るアンチダンピング課税	・2003年7月5日、日本製ステンレス棒・形鋼に対してAD調査開始(インド、スペインも対象)。 2004年7月30日、最終決定でクロ、AD課税決定。 2009年3月27日、日本・インド・スペイン製のステンレス棒鋼に対するサンセットレビュー開始。 2010年2月24日、AD措置継続(3年間)。 2010年4月28日、日本製ステンレス厚板に対してAD調査(予備調査)を開始。 対象品目は厚さ8mm以上80mm以下、幅1,000mm以上3,270mm以下のもの、主要用途は石油化学・LNG船・建設・原子力発電所・淡水化設備等。 2010年9月15日、予備調査の結果、クロ裁定。3~5ヵ月に亘る本調査を開始。 2011年2月23日、最終決定でクロ、AD課税決定。 2012年9月20日、日本・インド・スペイン製のステンレス棒鋼に対する2度目のサンセットレビュー開始。 2013年7月25日、AD措置継続(3年間) 2015年12月11日、日本製ステンレス厚板に対するサンセットレビュー開始。 2016年6月3日、日本・インド・スペイン製のステンレス棒鋼に対する3度目のサンセットレビュー開始。 2016年12月6日、ステンレス厚板AD措置継続(3年間)。 2017年6月2日、ステンレス棒鋼AD措置継続(3年間)。 (追加)	・措置撤廃。 ・調査中止。	
	日機輪	(3)	税関による関税分類の恣意的適用	・韓国内へ輸入する際、日本から出荷するインボイス上の統計品目番号とは別の解釈をされ、課税される。本来、半導体露光装置用のレンズおよびFPD露光装置用のレンズ/ミラーは、「半導体露光装置部品」という解釈で輸入関税がゼロであるはずだが、実際には韓国関税庁の判断でインボイス上のHSコードと異なる解釈をされており、韓国輸入通関時に「ガラス製品」として夫々下記の関税を徴収されている。 - 半導体露光装置用のレンズ・・・3% - FPD露光装置用のレンズ/ミラー・・・6.5% また、光学部品以外についてもインボイス上のHSコードが適用されず、「ガラス製品」として輸入通関が行われている。 現在も進展なし。(2018年1月時点) (継続)	・ガラス製品ではなく、半導体製造装置部品のHSコードを適用してほしい。(関税ゼロ)	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	JBMIA	(4)	WTO情報技術協定(ITA)不履行	・ITA付属書B該当製品として無税通関しているデータプロジェクターに対して、高関税を賦課している。	・ITA付属書Bの記述内容に沿った無税通関を実施して頂きたい。	・ITA付属書B ・WTO DS376 ・GATT第2条
	日機輸	(5)	返品輸出手続の煩雑	・市場問題が発生したインクジェットプリンタのインクタンクを日本に戻す際、インクの成分を全て開示しないと、インクタンクを韓国から輸出が認められない。 2017年は事例が無く改善確認ができなかった。 (追加)	・製品レベルにおける液体輸出手続きの簡略化を要望。	
	日機輸	(6)	日韓FTA締結の遅れによる関税格差	・日韓FTAが締結されていない為、日本からの輸出品については、原則8%の関税が係る。EU諸国との競争になると、競合は「輸送費コストが係る」にも関わらず、トータル価格で失注。	・日韓FTAの早期締結を望む。	
12 為替管理	日機輸	(1)	外貨借入制限	・外国為替取引の自由度が低く、外貨リスクヘッジ目的の外貨借入ができない。 (継続)	・外国為替取引の自由化。	・外国為替管理法等
	日機輸	(2)	債権債務相殺・外貨資金送金規制	・非居住者との債権債務相殺、外貨資金送金の規制が厳しく、可能な場合でも許認可取得手続きが煩瑣である。 (継続)	・非居住者への韓国ウォン為替市場の開放。	・外国為替管理法等
13 金融	日鉄連	(1)	クレジットカードの保証人要件、上限規制	・銀行発行クレジットカード申請の際、保証人が必要。また銀行発行クレジットカードの上限が、カード使用者のレベル、銀行への預金額の大小に関わらず低すぎるため、業務上不便が生じる。(200万W) (継続)	・基準緩和。	
	日機輸	(2)	企業間資金貸出・預入規制	・資本流出規制により、韓国ウォンを国外に持ち出すことが禁止されている。また、居住者と非居住者間(インターカンパニー)での資金貸出、預入実施に制約があり、当局の認可が必要。 (変更)	・外国為替取引の自由化。 ・居住者と非居住者間での資金貸出、預入の自由化。	・外国為替管理法
14 税制	日鉄連	(1)	移転価格評価での法人税の扱いの不適正	・法人税設定する際の移転価格評価が他国との比較において相対的に高い。 (継続)	・適正な外資企業への課税制度。	
	日機輸	(2)	BEPES上の統合企業報告書の作成言語の選択	・韓国政府は企業会計処理と財務諸表に対しての国際的統一性を確保する為、「国際租税調整に関する法律」・「国際租税調整に関する法律施行令」に基づき、国際取引情報統合報告書の提出を企業に義務付けているが、報告書の言語が「韓国語」のみにて限られており、本社作成の報告書(英語版)をそのまま利用できず、韓国語で翻訳する手間が発生。	・統合企業報告書の言語を現地語と英語間に選択できるように変更してもらいたく。	・国際租税調整に関する法律 第11条第1項 ・国際租税調整に関する法律施行令 第21条の2第1項
16 雇用	日機輸	(1)	労働者過保護の労使慣行・制度	・企業の経営体力や生産性を無視した労組の賃金引上げ要求、福利処遇の改善要求等がなされる。また、処遇変更について下方硬直性が高く、労務面のリストラが進みにくい。 (継続)	・就業規則の不利益変更時の労働組合同意取得条件の廃止。 ・年次有給休暇買取の法令による禁止。 ・法定退職金制度の改正。 ・非正規職使用期限制限等の緩和。	・勤労基準法等

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	日機輸	(2)	就業規則の不利益変更時の同意義務	<p>韓国では、就業規則を勤労者に不利益に変更する場合には、労働組合等の同意を得ることが労働基準法により規定されている。同意が前提であるため、労使交渉では企業側が一方的に不利になっている。ソウルジャパンプラから毎年建議事項として韓国政府に提出している案件である。政府側からは規定の撤廃には慎重な検討が必要という回答があり、長期検討要となっている。現在も進展なし。(2018年1月時点) (継続)</p> <p>韓国の労働基準法では、就業規則を不利益に変更する場合、労働組合等の合意を得なければならず、就業規則の改定に最大の障壁となっている。韓国へ進出している日系企業よりも「就業規則の改定内容が合理的であっても同意手続きが必要で、会社経営の重大な危機に繋がる」「定年延長義務化にも拘わらず、賃金ピーク制の導入は組合同意が必要」等のコメントがあり、勤労者への利益変更のみが担保される状況である。 (継続)</p>	<p>企業が経営環境の変化に柔軟に対応できるように、不利益変更時の同意義務の撤廃をして頂きたい。または、「利益変更」及び「不利益変更」が混在している場合で、総合的に勤労者に有利な場合や、一部の社員に「不利益変更」となるが、総合的には不利益変更ではない場合には、不利益変更に当たらないことを法令に明記していただきたい。</p> <p>企業が経営環境の変化に柔軟に対応出来るよう、労働基準法第94条第1項にある「不利益変更時の同意義務」の撤廃と、同2項に規定されている手続きの改定(雇用労働部長官への届出義務の撤廃、及びそれに代わる判断力のある司法機関での判断)をお願いしたい。</p>	<p>韓国労働基準法第94条</p> <p>労働基準法第94条第1項、及び同2項</p>
	日機輸	(3)	低成果者解雇に関する法的要件の緩和	<p>労働基準法第23条第1項の定めに基づいて、使用者は勤労者を「正当な理由」無しに解雇できないが、その基準が非常に厳しい為、現実的に低成果を事由にて勤労者を解雇するのは不可能な状況である。</p>	<p>社会通念上の納得性・合理性を揃えた場合、低成果者の解雇が出来るよう、「正当な事由」の判断基準の緩和をお願いしたい。</p>	<p>労働基準法第23条第1項</p>
	日鉄連	(4)	駐在員就労ビザ発給の基準の不明確さ	<p>駐在員事務所の就労ビザは韓国人従業員を管理する立場の役職でないこと発給不可との説明を受け、ビザ取得に支障をきたしているが、明確な発給基準は示されていない。 (継続)</p>	<p>外国人就労法制度の整備。</p>	
	日機輸	(5)	通常賃金の定義及び計算方法の変更・不明瞭	<p>2013年12月の大法院の判決により、通常賃金の計算範囲などが、これまで認識してきた雇用労働部の指針と異なるものとなり、人件費の増加に加え、過年度分の遡及について明確化されておらず、一部の企業で訴訟が起きるなど、労使間に問題と混乱が生じている。 (継続)</p>	<p>従来の雇用労働部の指針通りの法整備。</p>	<p>労働基準法等</p> <p>2013年12月大法院判</p>
	知的財産制度運用	製薬協	(1)	不合理な医薬品特許権の延長期間	<p>新薬の許可手続等に必要期間について、特許権の存続期間を延長する制度が設けられているところ、韓国特許庁では、「食品医薬品安全処長の承認を得て実施した臨床試験期間と食品医薬品安全処が必要とされた許可申請関連書類の検討期間を合わせた期間」を当該許可等に必要期間としている。</p> <p>そのため、新薬の許可等手続において、外国での臨床試験結果を韓国食品医薬品安全処(MFDS)に提出し、MFDSが当該新薬の許可等のために当該資料を参酌した場合であっても、当該外国での臨床試験期間は、新薬の許可手続等に必要期間として認められておらず、韓国で認められた延長期間は、日米欧で認められた延長期間と比較して短い。</p>	<p>MFDSが新薬許可のために参酌した臨床試験については、海外で実施されたものであっても、その臨床試験期間を特許権の存続期間延長の算定に加入するよう要望する。</p>

経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	製薬協			<p>・オリジナル医薬と同じ有効成分(活性本体)であって、塩のみが異なる医薬品(塩変更医薬品)の品目許可申請に提出する資料は、オリジナル医薬の品目許可申請資料に依拠することにより大幅な省略が許容されている。オリジナル医薬を上市するためには臨床試験実施に長い開発期間と莫大な費用を要するのに対して、塩変更医薬品の場合は短い開発期間と最小限の費用で品目許可を得ることができる。</p> <p>韓国特許法院では、オリジナル医薬の延長された特許権の効力が、塩変更医薬品に及ばないと判断されている。オリジナル医薬の有効性および安全性の試験データに依拠した塩変更医薬品に延長特許権の効力が及ばないというのであれば、塩変更医薬品の製造販売許可を受けようとする者に、新規許可申請としてしかるべき臨床試験実施に基づく有効性および安全性データの提出を課さなければ公平を欠く。</p>	<p>・塩変更医薬品が延長された特許権の効力範囲に入るよう特許法95条を解釈して頂きたい。或いは、塩変更医薬品について、オリジナル医薬のデータにフリーライドせず、臨床試験に基づく有効性と安全性の確認を求める医薬品許可制度としていただきたい。</p>	<p>・韓国特許法95条 ・特許法院第3部 2017.06.30言渡判決 (2016ホ8636権利範囲確認(特)、2016ホ9189(併合)権利範囲確認(特)及び2016ナ1929特許権侵害差止)</p>
19	工業規格、基準安全認証	日機輸 日機輸 日機輸	(1) 韓国独自規格・基準の煩雑	<p>・標準規格の認証が外国から輸入される物品に適用される場合、非関税障壁の機能を持つようになる。 (継続)</p> <p>・国際標準化機構(ISO)品質認証に対応する国家規格でKSA9000が存在。 (継続)</p> <p>・韓国産業規格(KS)が存在。 (継続)</p>		<p>・KSA9000</p>
24	法制度の未整備、突然の変更	建産協 日化協	(1) 新規化学物質規制の頻繁な改正 (2) 内容が定まらないK-REACH(化評法)	<p>・当社では、シーリングや現場仕上げ塗料等、化学品を輸出するケースがあるが、新規化学物質規制の改定が頻繁に行われる為、タイムリーな対応に苦慮している。</p> <p>・2015年からK-REACH(化評法)が施行され始まったが、未だに定着しておらず、法改正が続いている。法律規制が厳しくなっており、輸入対応するのに費用やマンパワーの問題も発生。</p>	<p>・化学物質に関する規制情報をアップデートし、周知願いたい。</p> <p>・少量サンプル輸入手続きの簡素化。 ・K-reach対応に関する外資系企業向け総合案内サービスの提供。</p>	<p>・K-REACH</p> <p>・化学物質の登録及び評価などに関する法律、第8条、第10条、第11条</p>

経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。